

広島県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年四月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
旧久保小学校	尾道市東久保町13番19号	令和7年4月1日
旧長江小学校	尾道市長江二丁目8番12号	令和7年4月1日
旧土堂小学校	尾道市西土堂町6番44号	令和7年4月1日
旧長江中学校	尾道市長江三丁目10番4号	令和7年4月1日